

広島県農業会議第9回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成24年12月18日(火)13時30分から14時9分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(15名)

1番 河野 信義	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史
16番 横田 武	18番 藏田 義雄	20番 山崎 逸郎	

4 欠席会議員(5名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 報告事項

(1) 新規に農業用軽油免税書の交付を受ける場合の手続き等について
広島県農林水産局 農業技術課

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
三原市農業委員会	農政係長	山崎 雅樹
三次市農業委員会	主 任	渡邊 英俊
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 査	蛇持 憲光
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
世羅町農業委員会	係 長	森政 經江

8 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
次長兼総務課長	高橋 誠
次長兼業務課長	龍尾 満弘

9 議事内容

小林事務局長

ただ今から、平成24年度第9回常任議員会議を開会いたします。
開会にあたり、藏田会長がごあいさつを申し上げます。

藏田会長

皆様、こんにちは。本年度、第9回の常任議員会議を開催しましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、去る12月6日に開催しました平成24年度全国農業委員会会長代表者集会の概要について報告いたします。

この大会には、広島県から16農業委員会の会長さん方など20名が出席し、第1部では「遊休農地の解消」「農地銀行活動」及び「人・農地プラン」への取り組みについて、4農業委員会から事例発表があり農業委員会活動のあり方について認識を深めさせていただきました。

なお「人・農地プランへの取り組み」については、東広島市農業委員会の加栗会長様に事例発表をしていただきました。大変ご苦勞をおかけしまして、ありがとうございました。

第2部の要請・申し合わせ決議では、①「食料・農業・農村の基本政策確立に向けた予算確保と具体的施策に関する要請」を決議いたしまして、②「TPP交渉参加撤回を求める要請」決議を行い、大会終了後に、決議内容の実現に向けて、4名の本県選出国會議員に対して要請活動を実施していただきました。

大会に出席された会長さんには、大変ご苦勞をおかけしました。あらためて、お礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、去る16日に衆議院選挙が終わったわけですが、実は私たちが心配しているのは、日本の国民が750兆円、政府が250兆円のアメリカの国債を買っており、要するに日本は1,000兆円、アメリカの国債を買っているわけです。この国債をアメリカから見せつけられて、これが紙切れになったらどうするんだと言われながら、これまでさまざまな、例えば郵政民営化も環境関連法案も、TPPも全部そのように振り回されてきたわけです。

しかし、このTPPの問題につきましても、アメリカもそうは言いながら、聖域なき完全撤廃を本当に全部やるのかどうかということになりますと、自分の国が不

利になるようなことはやらないようにしておりますので、やはり日本としても、T P Pに関しまして、もっと議論を深めていただいて、本当に何が必要で、何が日本にとってプラスかマイナスなのか、これもしっかり議論していただかないと、ただ交渉に参加するだけでは国民の理解が得られない。

あるいは日本の農業も、本当にこれに参加しますと7兆円の損失、あるいは食料自給率も14%まで下がるだろうという試算が出ています。こういった中身も、しっかりと日本の将来を見据えて、世界的な食料危機が来た場合も日本のあり方を考えて、このT P Pにも臨んでいただければと思っております。

尖閣ですが、少し触れさせていただきますと、官房長官も菅義偉がなるのではないか、あるいは今の石破さんもそのまま横滑り、公明党さんが外務大臣かどこかに入るとか国土交通省大臣に入るとか、いろいろなことが言われており、いろいろなかたちで組閣をされていると思いますが、やはり日本の将来をしっかりと見据えた国づくりのための組閣をしていただければと、私たちは思っているところです。

自民党が本当に勝ったのではなく、自民党に期待があったのではなく、これまでの政策のあり方に対して非常に疑問を呈した選挙ではなかったかなと思っております。ですから、結果的にはこういう結果になりましたが、やはり責任を受けた以上は、しっかりと日本の方向性を出していただかないと、国民の思いがどこにあったのかを、よく考えていただきたいと思っております。長期的な日本のあり方を、やはりしっかりと考えていただくのが今回の選挙ではなかったかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日、この会議に際しましては、広島市ほか16市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、報告事項として「新規に農業用軽油免税書の交付を受ける場合の手続き等について」を予定しております。

皆様方には、どうか慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料のうち、資料1の10ページをお開きくださ

い。安芸高田市農業委員会の5条案件2番、株式会社●●の「店舗及び駐車場」について、調査結果欄に「農振農用地区域除外見込み」と記入がありますが、12月4日に除外されております。「見込み」の削除をお願いいたします。

もう1件、11ページの世羅町農業委員会の5条案件2番、●●氏の「建売住宅」ですが、農業委員会より取り下げの依頼がありましたので削除をお願いいたします。

それ以外は、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。

会則第37条の規定により、会長に議長を務めていただきます。

藏田会長、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数20名、うち本日の出席は13名です。後ほど2名ほど遅れて出席をされるという通告の旨がありましたのでご報告いたします。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名いたします。●番、●●会議員、●番、●●会議員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

それでは、今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べで30、実で17市町農業委員会から97件、48,309.76㎡、うち「4条」関係が13市町農業委員会から27件、12,866.49㎡、「5条」関係が17市町農業委員会から70件、35,443.27㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計欄をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では「住宅」が46件で47.4%、次いで「その他」が17件で17.5%、「駐車場」が12件で12.4%、「資材置場」が8件で8.2%、「農業用施設」が6件で6.2%、「植林」が4件で4.1%となっております。

面積では、「住宅」が16,790.59㎡で34.8%、「資材置場」が8,806.00㎡で18.2%、「駐車場」が5,918.00㎡で12.3%、「その他」が5,023.67㎡で10.4%、「植林」が4,979.00㎡で10.3%、「農業用施設」が4,120.73㎡で8.5%となっております。

以上で、「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」につきましては、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 　ただ今の説明について、皆様方の方から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会
議員 　（質疑、特になし）

議長 　ご質問がないようですので、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題とさせていただきます。

最初に、三次市農業委員会をお願いいたします。

三次市
農業委
員会 　三次市農業委員会です。
資料1の4ページ及び資料3の1ページをご覧ください。
1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、農業用施設への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住している酪農家です。

このたび、酪農の規模拡大にあたり、既存の堆肥舎を牛舎に変更し、新たに申請地に堆肥舎と育成牛舎を建設する計画です。

申請地は、三次市役所から●へ約7kmのところにある第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもな

いと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する会社員です。

●●氏は、長年にわたり地域の唯一の商店として、食料品や日用品を販売していました。開業から100年以上の古い店で、地域のためにも何とか残したいと考えましたが、経営状況の悪化から9月に廃業しました。そのため、現在の自宅を取り壊し、周辺の土地も合わせ、株式会社●●に賃貸借し、敷地の端に自宅を新築することにしました。

申請地は●●地区として、平成2年度から平成12年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

また、農振農用地区域からは除外見込みでしたが、12月4日付で除外となっております。

議長

以上で、説明が終わりました。

今回、諮問のありました案件について、27件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方からご意見、ご質問があればお願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛

成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、広島市農業委員会からお願いいたします。

広島市
農業委
員会

広島市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番の案件について説明をいたします。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

申請人は、現在、広島市安佐北区●●町に居住しています。親が同じ●●町に居住し、農業に従事しており、申請人は親の農作業を手伝っておりますが、現在の住まいは借家であり、農業をするための住宅の敷地と耕作するための農地を●●町内で探しておりました。

このたび、申請人は申請地の近くの農地を、地域の土地所有者から、農地法第3条許可申請に基づき無償で借り受けており、この農地を耕作するため、申請地を取得して一般住宅へ転用しようとするものです。

申請地は、安佐北区役所●●出張所から北北東へ約5.3kmに位置し、●●町●●地区として、昭和58年度から平成3年度にかけて実施された、●●事業により非農用地区域に設定された第1種農地です。

申請人は、先に述べましたとおり、申請地付近に既に耕作するための農地を借り受けており、この農地を耕作することにより地域の農業の振興に貢献しようとするもので、また、この農地を耕作するためには申請地に住宅を建築する必要があり、

他に適当な土地がないことから、やむなくほ場整備地区の端に位置する非農用地区域の本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

以上で、説明を終わります。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

6番について説明いたします。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、●●町の共同住宅に居住されています。

このたび、現在住んでいる住居が手狭であることから、住宅を建設するために転用しようとするものです。

申請地は、東広島市役所の●約8kmに位置し、●●地区（●●・●●工区）として平成元年度から平成6年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

申請人は、本家継承者として農業を手伝う予定であり、父が所有する土地で他に適当な場所がないことから、実家前の本申請地を選択したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みで、建築許可の申請についても許可見込みとなっております。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

三次市

三次市農業委員会です。

農業委
員会

資料1の7ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります農家住宅への転用事案です。

●●氏は三次市●●町に居住していますが、譲渡人の孫になり、農業の跡継ぎとして農作業を手伝っています。

譲渡人は農業後継者として家族とともに移住することになり、譲渡人の住居では手狭であることから、申請地に新たに農家住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●支所から西へ約2kmのところにある第1種農地です。

申請地は、●●工区として昭和46年度から平成52年度にかけて実施された●●事業、●●工区としての第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、資料1の7ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

有限会社●●によります、資材置場への転用事案です。

有限会社●●は、三次市●●町で建設業を営んでいます。

現在、砂・砕石等資材置場に大変不自由しているため、種類ごとに分別置場を確保し、作業効率アップをめざし、事業拡大に役立たせるため転用しようとするものです。

申請地は、三次市●●支所の北西約3kmに位置する第2種農地です。

以上2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸高
田市農
業委員

安芸高田市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は、広島市●●区に居住していますが、出身が安芸高田市●●町であり、親戚から申請地を譲り受け、墓地を建設しようとするものです。

申請地は、昭和42年度から昭和47年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。申請地は第1種農地ですが、他に適地がなく、山際で他家の墓地に隣接する本申請地をやむなく選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続きまして、2番の案件について説明します。

資料1の10ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

株式会社●●によりますコンビニエンスストアへの転用事案です。

申請地は●●地区として、平成2年度から平成12年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。申請地は第1種農地ですが、地域には商店がなく、県道●号●●線と●●線の交差点沿いで立地条件が良いことから申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、農振農用地区域からは除外見込みでしたが、12月4日付で除外となっております。

続いて、3番の案件について説明します。

資料1の10ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住し、自営業を営んでいます。

このたび、国道●号線歩道拡張工事に伴う用地買収により自宅を移転することになり、申請地に新たに住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、平成10年度から平成13年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。●●氏には、所有の土地もなく、やむなく市道に隣接する本申請地を選定したものです。

申請地は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用区域と定められた区域内にある土地を当該非農用区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました3件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の11ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

●●氏による、農業用施設への転用事案です。

●●氏は、世羅町●●に居住する専業農家です。

このたび、規模拡大に伴い、現在の作業場では手狭であることから、申請地に新たに農作業場を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、世羅町役場●●支所から西へ約7kmに位置し、●●地区として昭和61年から平成9年にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

近隣の農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、本申請地を選定したものです。

本件は農地法施行令第10条第1項第2号イの「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、安芸高田市農業委員会の転用案件について、12月10日に地元農業委員会会長の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

常任会
議員

その調査報告を、●●常任会議員さんをお願いいたします。

現地調査報告をいたします。資料4をお開きください。

調査日は12月10日の14時45分からで、該当農業委員会は安芸高田市でございます。調査員は、北広島町農業委員会会長の●●さんと、私、●●です。立会人としては、地元の●●会長さん、事務局員、また農業会議の方では●●課長と●●主任。

調査方法は、安芸高田市●●支所におきまして概要の説明を受けた後、現地調査に入りました。調査案件は「店舗及び駐車場」への転用案件です。

所在地は、安芸高田市●●町●●地区でございます。地目は田が3筆、畑が1筆で、第1種農地、第2種農地の畑でございます。面積は第1種農地が408.77㎡、第2種農地が117.00㎡、もう1筆が43㎡で、畑の方が347㎡です。区分にしましては、408.77㎡が第1種農地、その他の田んぼが第2種農地、それと畑でございます。

申請人は●●、小売業です。転用計画としましては、そこに面積199.6㎡の店舗を構え、それから駐車場を20区画取るということです。●●がそこで小売業をするのは、やはり先ほど4条申請で出ました元の宅地の831.24㎡を併用して、ここに●●が店舗を構えるわけです。ただ今、この案件については915.77㎡です。それに対してプラスの831.24㎡が建ちまして、延べ面積は1,747.01㎡の事業規模の面積でございます。

申請地の概要は、安芸高田市の●●支所から北へ約1.5kmに位置し、平成2年度から12年度にかけて実施した●●事業により整備された農地でございます。県道●●号●●線、県道●●号●●線のちょうど交差点に隣接する第1種、第2種農地でございます。北の方が農道を挟んで水田、東側が水路を挟んで水田、西側が●●線の県道●●号線、南側は隣接した宅地の中に倉庫が建っております。

転用する理由。先ほど地元が申しましたように、平成23年9月末まで、この●●地区の唯一の店舗として開店していた商店が閉店し、地域住民の生活に支障をきたす状態になっておりましたが、ここに●●が目をつけまして、この閉店の跡を借りてコンビニエンスストアを開店しようということでございます。

申請地の選定理由、あるいは転用計画の妥当性については、県道●●号線●●線

と、県道●号線●●線の交差点沿いで立地条件が良く、●●地区に住居するものの日常生活上必要な施設であり、集落に接続されており、第1種農地の不許可の例外にあたり、土地の選定理由、転用計画をもって事業規模等妥当と判断しました。

また申請にあたりまして、これに周囲の水路、あるいは今の法面がございますが、それはこの被害防除措置計画書を添付して提示されておりますので、これに対しては支障がないと判断しました。

また、他法令につきましても、12月10日ですか、今の農振農用地区域から除外されまして、この宅地の横に俗に言う井戸があるわけですが、これも払い下げの申請中であると聞かされており、これについては許可妥当と判断して持ち帰りしました。

以上、皆様方のご判断をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて71件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方から、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会

(質疑、特になし)

議員

議長

ご質問がないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会

(挙手) 【挙手の数の確認】

議員

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いた

します。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には大変ご苦労さまでした。

それでは、次に報告事項に入ります。

前回の常任議員会議で安芸高田市の●●議員さんより問い合わせのありました「新規に農業用軽油免税書の交付を受ける場合の手続き等について」、県農業技術課より報告をお願いいたします。

●●主
幹

失礼します。先月の常任議員会議の際、●●議員さんから、安芸高田市での免税軽油の出張交付についてご提案がありまして、税務課と協議をさせていただき、先月の20日、●●議員さんを訪ねて税務課の方から説明等をさせていただきましたところでした。その結果について、ご報告をさせていただきます。

まず税務課の説明からですが、受付会場において西部県税事務所の説明が不十分であって申し訳なかったということで謝罪をさせていただきました。

また次に、もともと新規をまったく受け付けていないのではなくて、経営移譲などの場合、継続と変わらない場合については出張交付も受け付けている。過去、平成21年までは地域の方でも安芸高田市に来て受付可能だったのですが、新規の方は時間がかかるということで継続の方から苦情が寄せられました。そういう経緯があったのですが、何か工夫する必要があったのではないかと税務課としては考えているとありました。今後、税務課として方策を検討してまいりたいということでした。

今年度については、もう既に受付は終了しているため、安芸高田市の出張交付については無理ですが、来年度からは新規の方の出張交付の受付ができるような方向で検討をしてまいりたいという税務課としての方針であります。

なお、新規就農者の方等、免税軽油の制度自体を知らない方もいらっしゃると思いますので、これについては市町の広報紙等、免税軽油の制度について周知を図ってまいりたいということで、税務課から回答をいただいております。

議長

ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、皆様方から、ご意見、ご質問がございましたら願

いたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議長 それでは、ご理解いただいたものとして取り上げさせていただきます。

●●主幹様、どうもありがとうございました。

次回の情報提供のテーマにつきましては、皆様方からのご提案、またご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

常任会
議員 (意見、特になし)

議長 ご意見はないようです。

次回の情報提供について、事務局の方から案があればお願いいたします。

事務局 広島県農業協同組合中央会さんが、11月20日にJAビルにおいて「第26回JA広島県大会」を開催されました。この大会では、これから3年間の活動方針等が決定されておりますので、この内容について説明をいただいたらというふうに思っております。

議長 ありがとうございます。

来月につきましては、先ほど事務局が申し上げましたとおり、情報提供をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

常任会
議員 (意見、特になし)

議長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日提案させていただきました案件は、全て終了いたしました。

会務全般について、皆様の方からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会
議員

(意見、特になし)

議長

ご意見はないようです。

次回の常任会議員会議は、1月18日金曜日、午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

この1年、会議員の皆様方には大変なご協力をいただきましてありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

事務局

会議員の皆様にご連絡させていただきます。

来月の常任会議員会議終了後、新年互礼会を開催いたしますので、よろしく願います。

14:09【終了】

